

第2章 本市の現状

1 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者19,642人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満261人（1.3%）、18歳以上65歳未満4,152人（21.2%）、65歳以上15,229人（77.5%）となっています。

平成29年3月末時点の本市の総人口417,633人に占める65歳以上119,549人の割合（高齢化率）は28.6%であり、身体障害者ではその約2.7倍も高齢化が進んでいる状態にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で423人減少しており、平成32年における身体障害者手帳所持者数も、やや減少すると推計されます。

表1-2-1 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	318	258	81	73	129	73	932
聴覚・言語障害	117	321	270	326	6	632	1,672
肢体不自由	1,774	1,918	2,095	3,177	727	390	10,081
内部障害	2,651	193	2,595	1,518	0	0	6,957
合計	4,860	2,690	5,041	5,094	862	1,095	19,642

(注) 平成29年3月末現在

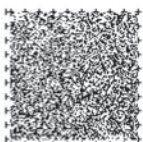
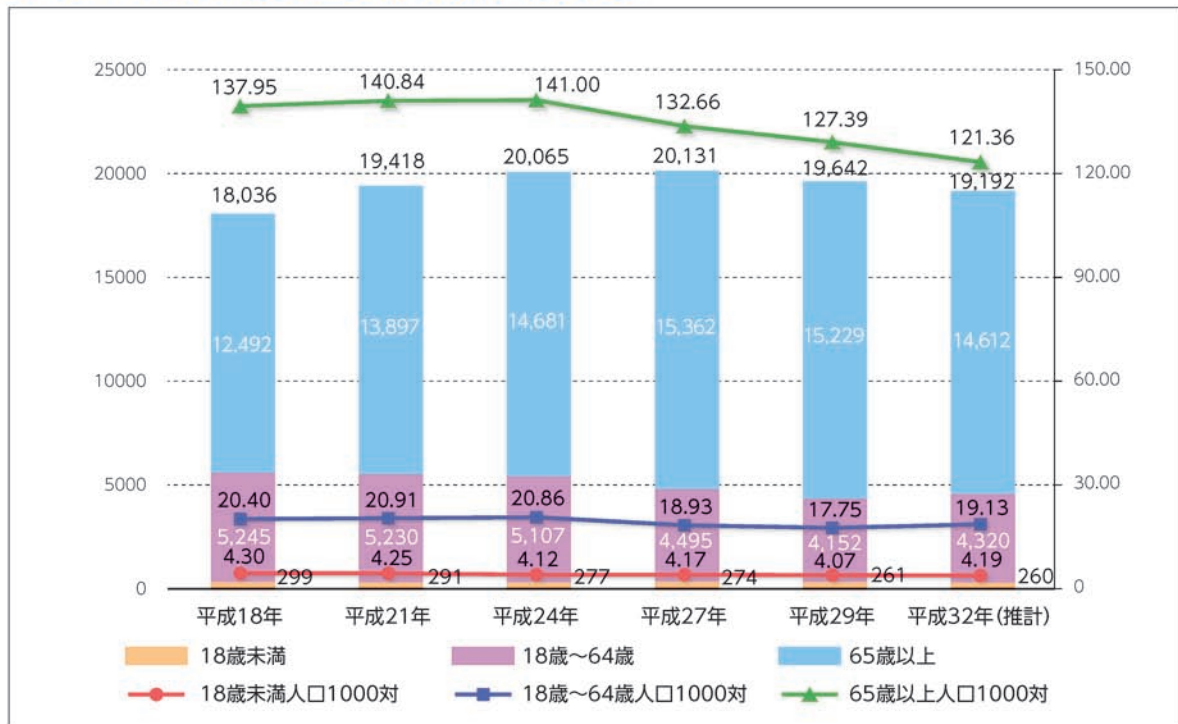
表1-2-2 年齢階層別身体障害者手帳所持者数

(単位：人(%))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	261 (1.3)	4,152 (21.2)	15,229 (77.5)	19,642 (100.0)
平成32年(推計)	260 (1.4)	4,320 (22.5)	14,612 (76.1)	19,192 (100.0)

図1-2-1 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)



(2) 療育手帳

療育手帳所持者2,870人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満631人（22.0%）、18歳以上65歳未満1,988人（69.3%）、65歳以上251人（8.7%）となっています。65歳未満の割合が、全体の91.3%を占めている点に特徴があります。

療育手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で397人増加しており、平成32年における療育手帳所持者数も増加すると推計されます。

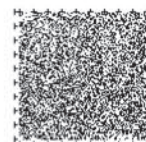
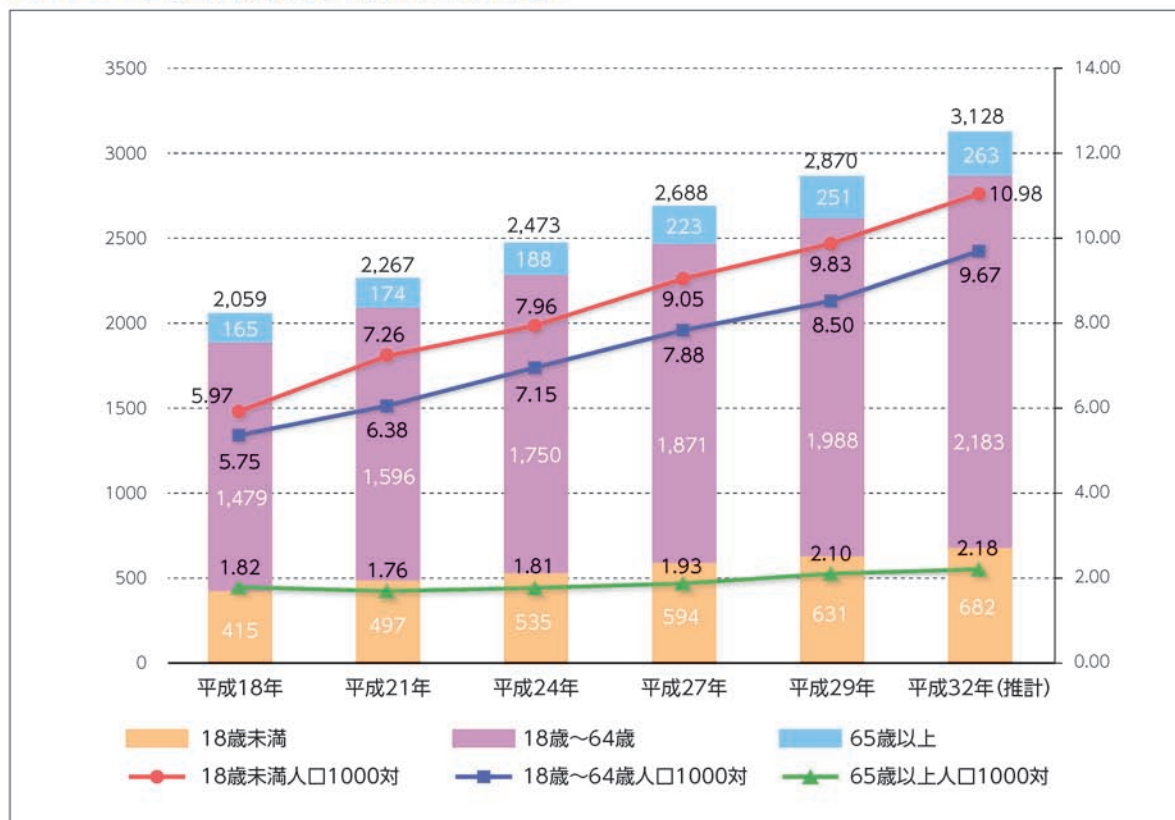
表1-2-3 年齢階層別療育手帳所持者数

(単位：人(％))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	631 (22.0)	1,988 (69.3)	251 (8.7)	2,870 (100.0)
A	170	824	84	1,078
B	461	1,164	167	1,792
平成32年(推計)	682 (21.8)	2,183 (69.8)	263 (8.4)	3,128 (100.0)

図1-2-2 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)



(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者2,635人の年齢階層別の内訳をみると、18歳未満20人（0.8%）、18歳以上65歳未満1,967人（74.6%）、65歳以上648人（24.6%）となっています。身体障害者手帳所持者と比べて、18歳未満の割合が低い一方で、18歳以上65歳未満の割合が高い点に特徴があります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成24年から平成29年の5年間で877人増加しており、平成32年における精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加すると推計されます。

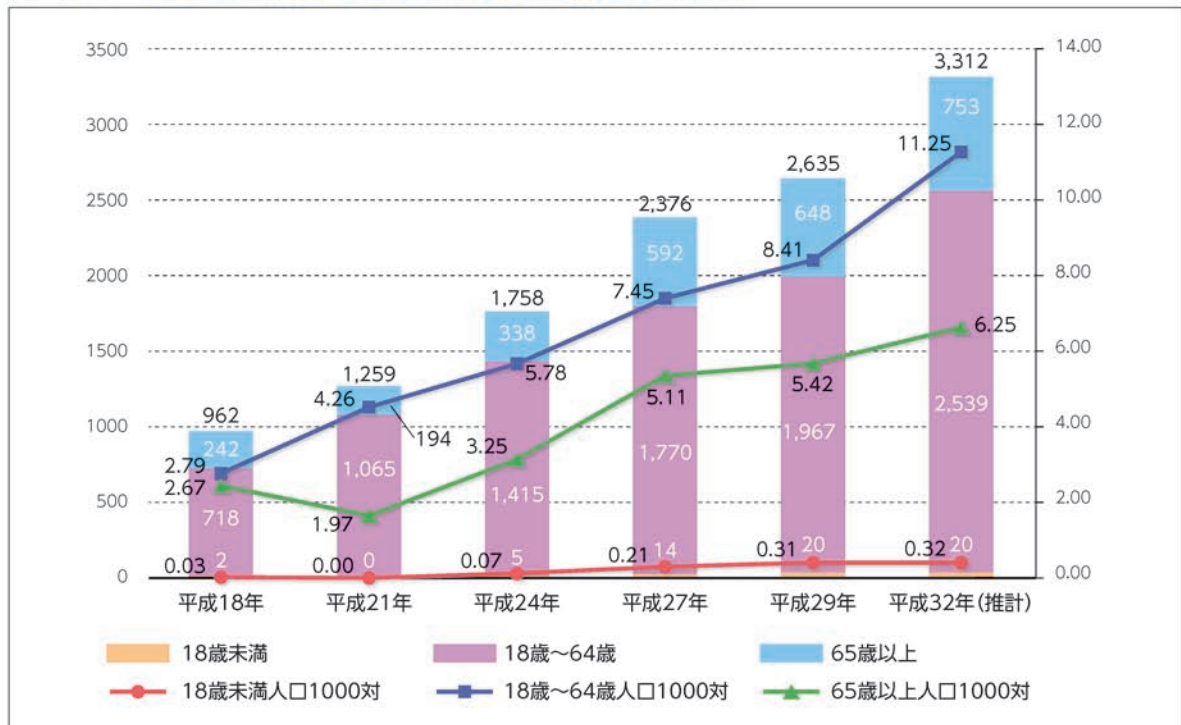
表1-2-4 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人(％))

	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
平成29年3月末	20 (0.8)	1,967 (74.6)	648 (24.6)	2,635 (100.0)
1級	1	89	141	231
2級	10	1,337	431	1,778
3級	9	541	76	626
平成32年(推計)	20 (0.6)	2,539 (76.7)	753 (22.7)	3,312 (100.0)

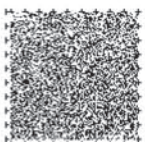
図1-2-3 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)



(注) 表1-2-2、表1-2-3、表1-2-4 における平成32年の手帳所持者数の推計方法について

富山市将来人口推計報告書に基づき、平成32年の富山市の総人口を408,302人としました。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計数を総人口の6%と推計し、各手帳の過去5年間の増加率を加味して算出しました。

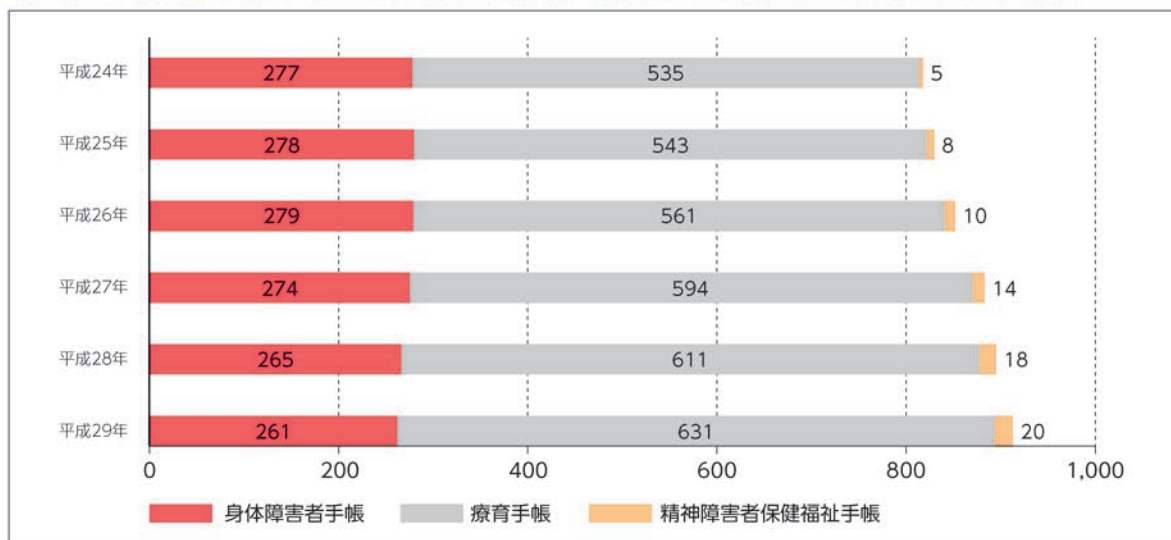


(4) 障害児等の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数（図1-2-4）の推移をみると、身体障害者手帳を所持する児の数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する児の数は年々増加しています。中でも療育手帳を所持する児の数は一番多く、631人（69.2%）となっています。

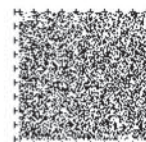
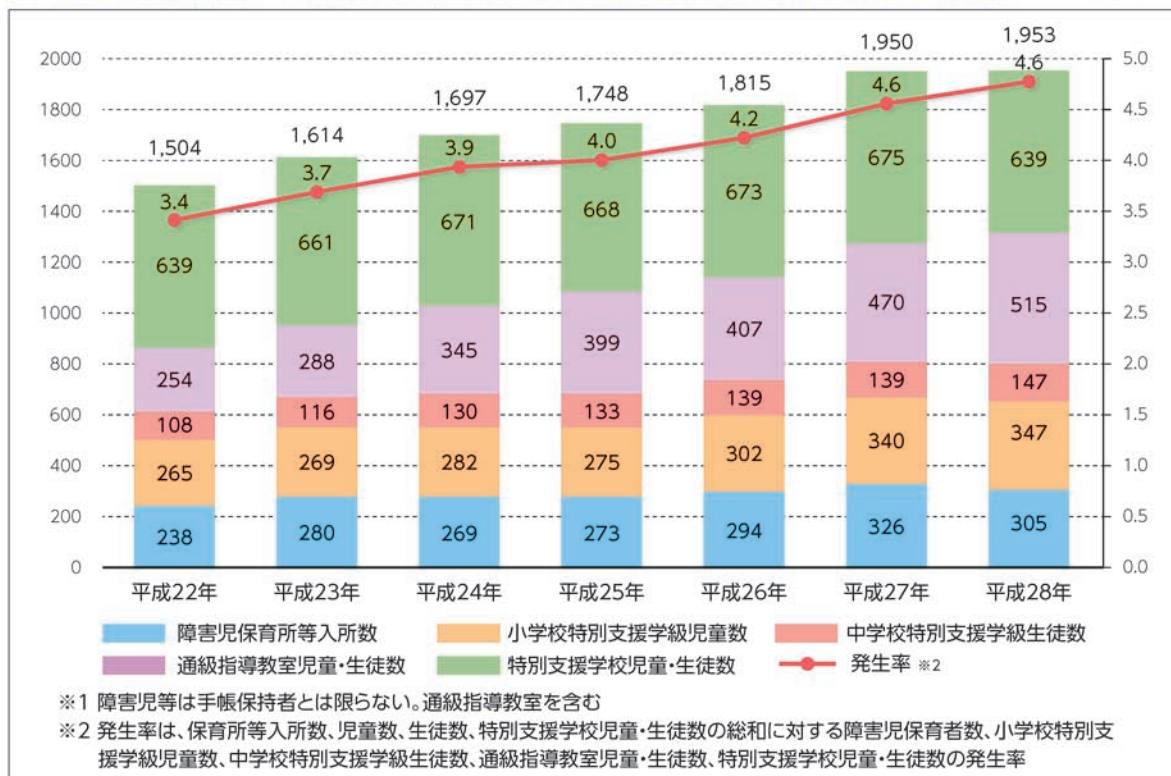
また、障害児保育、特別支援学級等の児童・生徒数の推移（図1-2-5）をみると、年々増加傾向にあります。

図1-2-4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数（単位：人）



（注）各年3月末現在

図1-2-5 障害児保育・特別支援学級等の児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）（単位：人）



障害児通所支援等の支給決定を受けた障害児の主たる障害種別（表1-2-5(1)）をみると、通所支援等サービスの支給決定を受けている児は746人で、全体では知的障害が一番多く333人（44.6%）で、次いで発達障害279人（37.4%）となっています。サービスの種類別では、児童発達支援では発達障害が一番多く140人（63.1%）、放課後等デイサービスでは知的障害が一番多く288人（57.7%）となっています。

発達障害の内訳（表1-2-5(2)）をみると、広汎性発達障害が一番多く234人（83.9%）となっています。

表1-2-5 障害児通所支援等の支給決定を受けた障害児の主たる障害種別（平成29年4月1日現在）

(1) 全体表

(単位：人)

サービス種類	支給決定人数（人）									
	総数	主たる障害種別内訳								
		重症心身障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	知的障害	精神障害	発達障害	発達障害の疑い	その他
児童発達支援	222	1	17		6	40		140	17	1
医療型児童発達支援	2	2								
放課後等デイサービス	499	37	31	1	5	288		129	5	3
保育所等訪問支援	23		2		4	5		10	2	
計	746	40	50	1	15	333	0	279	24	4

- ※1 障害が複数ある場合は、主たる障害種別に人数が記入してあります。
- ※2 精神障害は知的障害・発達障害を除いています。
- ※3 「発達障害」については、支給決定時に診断書がある場合に計上し、意見書等により支給決定した場合は「発達障害の疑い」に計上してあります。

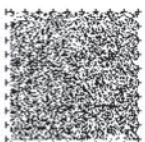


(2) 発達障害の内訳

(単位：人)

サービス種類	支給決定人数（人）				
	広汎性発達障害	ADHD	LD	その他	合計
児童発達支援	117	9		14	140
医療型児童発達支援					0
放課後等デイサービス	109	14		6	129
保育所等訪問支援	8	1		1	10
計	234	24	0	21	279

- ※1 この調査において「広汎性発達障害」とは、自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害などをいい、診断書に自閉症スペクトラムと記載されているものも当該欄に計上してあります。「ADHD」は注意欠陥多動性障害、「LD」は学習障害を指します。
- ※2 その他は、左記以外のものを記入してあります。



障害福祉サービス等を利用している医療的ケアを必要とする重症心身障害児（医療的ケア児）の状況（表1-2-6）をみると、24人の医療的ケア児のうち短期入所の支給決定を受けている児が21人（87.5%）となっています。これは、障害児772人のうち短期入所の支給決定を受けている児が135人（17.5%）に対し、割合が高い特徴があります。医療的ケアを必要とする児の医療的ケアの内容は、吸引が一番多く18人（75.0%）、次いで経管栄養16人（66.7%）、気管切開部のケア9人（37.5%）となっています。

表1-2-6 障害福祉サービス等を利用している医療的ケアを必要とする重症心身障害児の状況（平成29年5月現在）（単位：人）

支給決定を行っている児童 〔サービスの利用状況〕	全体		うち、医療的ケア児	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	203	236	0	2
放課後等デイサービス	331	401	1	1
短期入所	21	15	5	7
児童発達支援+短期入所	15	11	5	4
放課後等デイサービス+短期入所	108	109	10	10
合計	678	772	21	24

上記のうち、医療的ケアの必要な内容	平成28年度	平成29年度
経管栄養	18	16
吸引	17	18
気管切開部のケア	6	9
酸素療法	3	8
導尿	0	1
中心静脈栄養	0	0
咽頭エアウェイ	0	3
吸入・ネブライザー	0	4
人工呼吸器	9	4
その他	5	4
合計	21	24



表1-2-7 地域児童健全育成事業及び放課後児童健全育成事業の推移（各年5月1日現在）（単位：件、人）

年度	地域児童健全育成事業			放課後児童健全育成事業		
	施設数	登録児童数		施設数	登録児童数	
		総数	うち、障害児		総数	うち、障害児
平成27年	60	6,909	67	30	1,156	45
平成28年	60	6,278	58	38	1,634	54
平成29年	60	5,941	76	41	1,777	59
合計	180	18,237	196	109	4,567	158

※障害児の人数は、各事業の登録申込み時における保護者の申告等によるもの。



2 障害福祉サービス等利用者の推移

(1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、各サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。障害福祉サービス支給決定者数の推移（図1-2-6）をみると、年々増加しており、ここ10年で約2倍となっています。さらに、平成32年までの3か年も、増加が続くものと考えられます。

また、支給決定者の障害種別（図1-2-7）をみると、知的障害が多く、約4割を占めています。

図1-2-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

(単位：人)

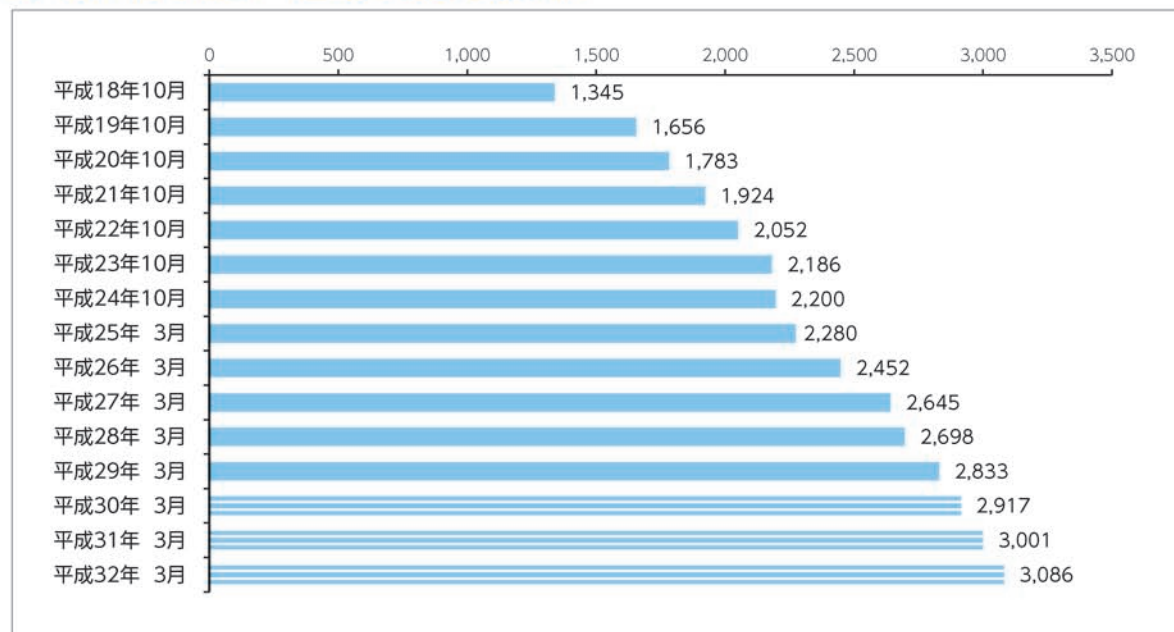
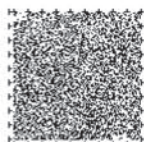
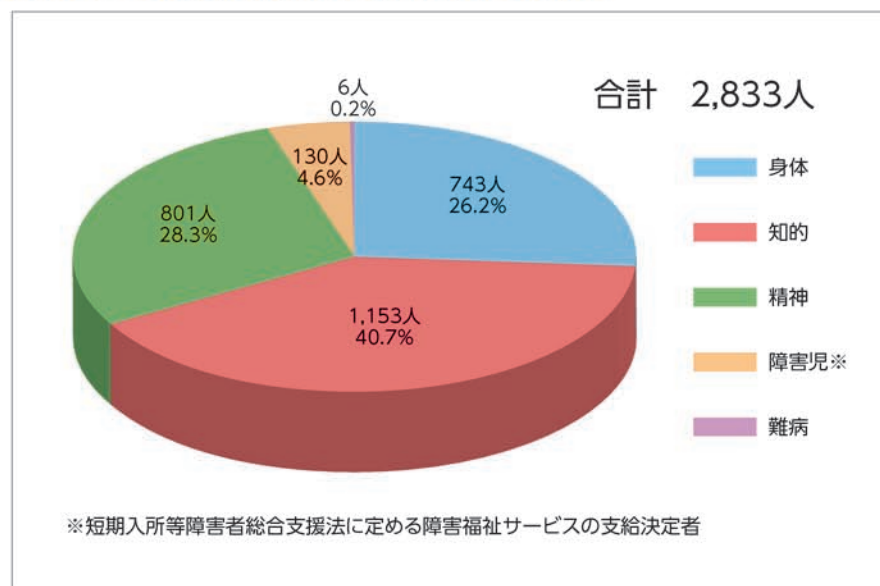


図1-2-7 支給決定者の障害種別（平成29年3月）



(2) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示したものであり、区分1から6までの区分があります。なお、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化すること等の理由から、障害支援区分は設けていません。平成29年3月時点の認定者数は1,411人であり、障害福祉サービス支給決定者数の約半数となっています。

図1-2-8 障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

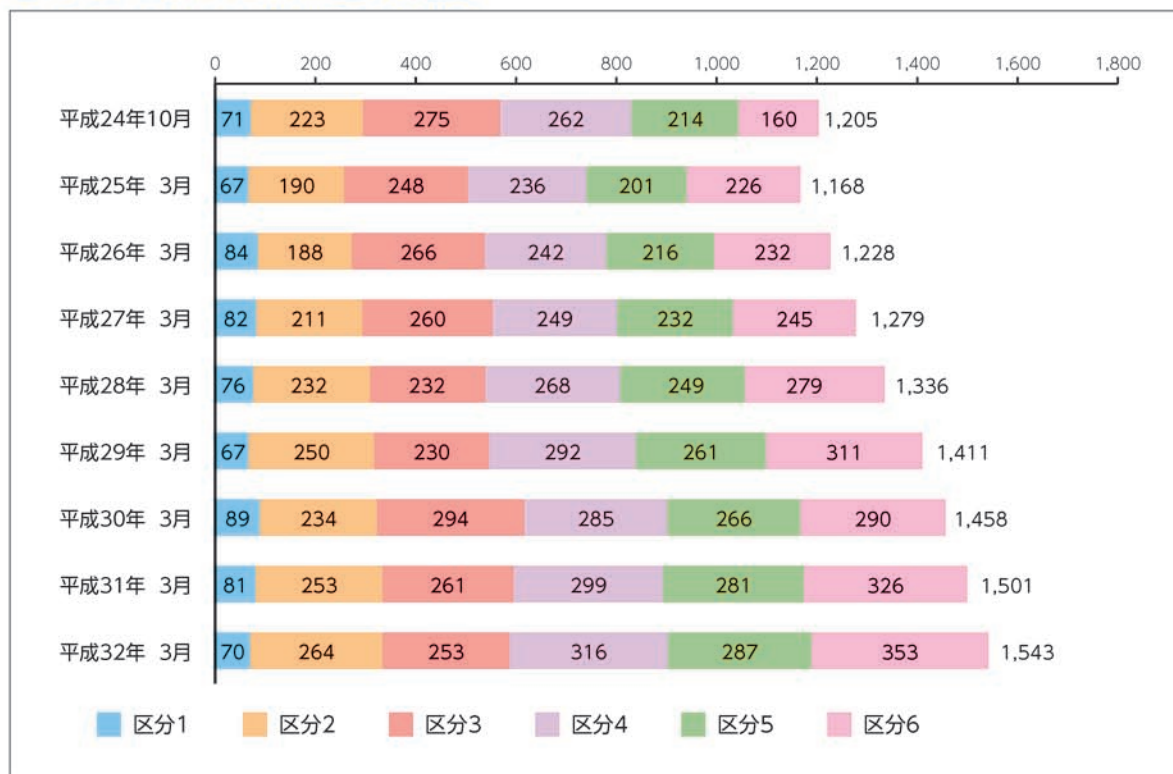
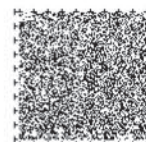


表1-2-8 障害支援区分の認定が関係する障害福祉サービス

サービス名	利用条件等	サービス名	利用条件等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上、他に該当条件あり）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	短期入所	区分1以上
同行援護	区分なし（障害支援区分ごとの報酬区分あり）	重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上、他に該当条件あり）
療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）	共同生活援助	区分なし（障害支援区分ごとの報酬区分あり）

*放課後等デイサービス（障害児通所支援）：

平成30年4月から利用者の状態像を勘案した指標により、報酬区分が設定されます。

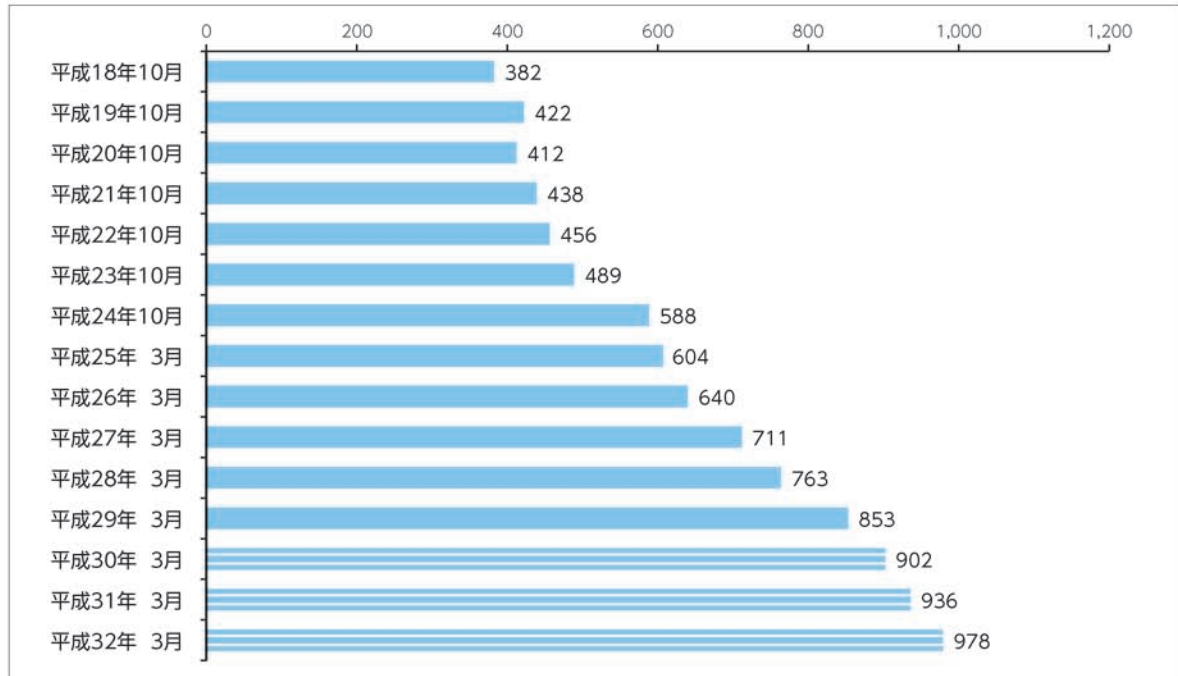


(3) 地域生活支援事業支給決定者数の推移

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業及び訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの支給決定を受ける必要があります。図1-2-9は地域生活支援事業支給決定者数の推移ですが、移動支援事業や日中一時支援事業の利用者の増加等により、年々増加傾向となっています。

図1-2-9 地域生活支援事業支給決定者数の推移

(単位：人)



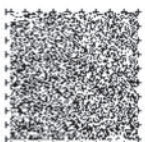
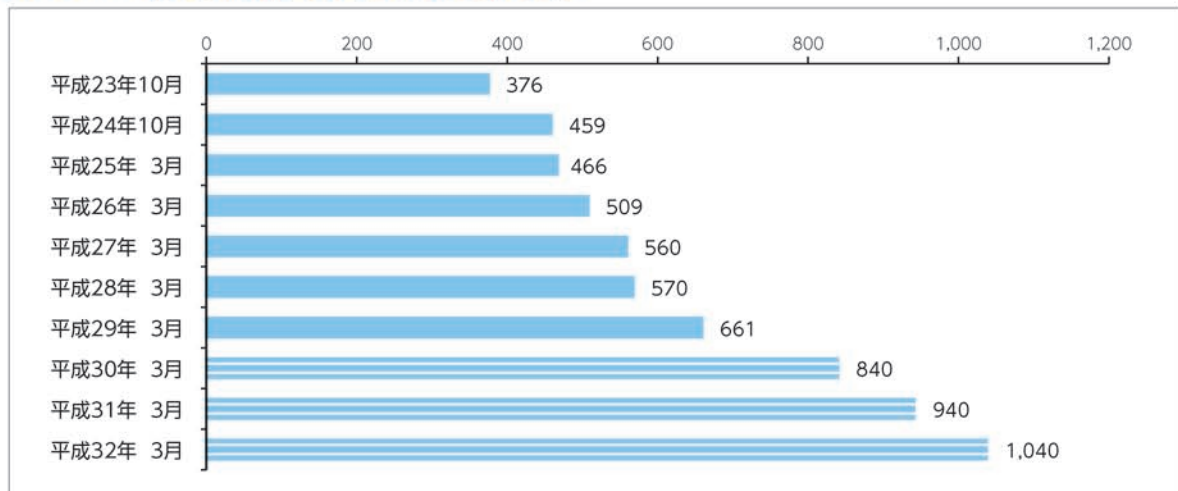
(4) 障害児通所支援支給決定者数の推移

障害児通所支援の支給決定者数の推移（図1-2-10）を見ると、障害のある子どもの増加等を背景に、年々増加が続いています。

平成32年までの3か年につきましても、増加していくものと考えられます。

図1-2-10 障害児通所支援支給決定者数の推移

(単位：人)



3 障害者団体等からの意見聴取

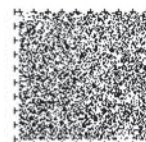
(1) 当事者団体等からのヒアリング調査概要

当事者団体や障害福祉サービス提供事業者を対象に、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

調査対象	当事者団体：16、障害福祉サービス事業者：4
調査期間	平成29年4月～10月
調査方法	個別の面談によるヒアリング調査

(2) ヒアリング調査結果

- ①相談支援について ⇒ **(施策の方向) 総合的な相談体制の充実**
- 相談支援体制を充実させていく必要がある。
 - 相談支援の質の向上や人材の確保、体制の強化をお願いしたい。
- ②保健・医療について ⇒ **(第3次計画・施策) 保健・医療 - 精神保健・医療施策の充実**
- 現在の償還払方式を現物給付方式に改めていただきたい。
 - 現状では、精神科医療通院費のみが1割の自己負担となっているが、精神科に限らず、全診療科にかかる通院医療費の自己負担額の減免を考えていただきたい。
- ⇒ **(事業) 重度心身障害者医療費助成事業**
- ③障害のある子どもに対する支援について
- 放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブを増やしてほしい。
- ⇒ **(施策) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備**
- 医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるようお願いしたい。
- ⇒ **(施策の方向) 医療的ケア児に対する支援**
- 家族支援プログラムの導入と専門家育成をお願いしたい。 ⇒ **(施策) 人材育成**
- ④障害福祉サービスについて ⇒ **(施策) 在宅サービスの充実**
- 短期入所のサービスに空きが少なく、なかなか体験利用もできない。
- ⇒ **(事業) 社会福祉施設の整備**
- グループホームを増やして欲しい。 ⇒ **(事業) グループホームの整備**
 - 重度訪問介護の事業所が増えるには、どのようにすれば良いか考えてほしい。
 - 手話通訳者設置事業の手話通訳者について、複数配置・報酬改定など検討する必要がある。
- ⇒ **(事業) 意思疎通支援事業**
- ⑤障害のある人の移動について ⇒ **(事業) 障害者移動支援検討事業**
- 移動支援、同行援護や行動援護等については、地域性にも合致した利用ができるよう、サービス基盤の整備と利用しやすさに配慮したサービス提供システムとしてほしい。
 - 通勤・通学などにサービスが使えるよう、充実させてほしい。
- ⑥雇用・就労について
- 就労面と生活支援面の両面での支援が必要であるが、生活支援面での支援が不足している。
- ⇒ **(事業) 就労定着支援事業**



○障害のレベルによって一般就労を希望してもできない人もいる。

⇒ (事業) 障害者就労支援促進事業

○視覚障害者の就労と技術向上のための支援施設の設置が必要。

⇒ (事業) 社会福祉施設の整備

⑦地域生活について

○事業所や施設、グループホーム、あるいは地域での高齢化に対応した医療と連携した支援システムを立ち上げていただきたい。

⇒ (事業) 障害者のネットワークづくりの推進

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の生活を地域全体で支える体制構築のため、「地域生活支援拠点等」の整備に向けて、富山市においても積極的に取り組んでいただきたい。

⇒ (施策) 地域生活支援拠点等の整備

⇒ (事業) 障害者あんしん生活支援事業（「親亡き後」相談研究事業）

○盲ろう者が安心して生活できるようにしていただきたい。

⇒ (施策) 地域共生社会推進体制の構築

⑧高齢障害者の支援について

○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、利用者の事務的負担を少なくするようお願いしたい。重度で高齢化した人までの支援体制を考えてほしい。

⇒ (事業) 高齢障害者への支援

○介護保険の認定を受けた人はリハビリのために使えるが、良くなって要支援がつかなくなる
とリハビリが使えなくなる。軽スポーツなど予防的な施策を進めてほしい。

⇒ (施策の方向) 二次障害・障害の重度化予防

○視覚障害・聴覚障害をはじめ、見えにくくなった人、聞こえにくくなった人の支援について
理解を進めてほしい。

⇒ (事業) 聞こえのサポート等事業

⑨生活環境について

○バリアフリー化の再点検をお願いしたい。

⇒ (第3次計画・施策) バリアフリー化を促進するために一すべての人にやさしいまちづくり

○施設整備の際には、それぞれの障害者団体の意見を聞く場を設けてほしい。

⇒ 同上

○障害者がスポーツ施設で卓球を利用する際に、会場の確保に苦勞している。

⇒ (事業) 障害者スポーツの振興

⑩防災対策・災害時のニーズについて

⇒ (施策の方向) 防災・防犯対策

○一般の避難所では生活が不可能だったりするので、障害者が出入りできる避難所を確保して
もらいたい。

○地域の防災訓練を行い、要援助者を明確にし、把握ができていようにしてほしい。

○避難所、救護所、福祉避難所等障害者が安心して対応できるようマニュアルを作成し、指導
してほしい。

⑪障害者差別の解消について

⇒ (施策の方向) 権利擁護の推進

○小さい頃から障害者と接することで、障害への理解が深まると思う。

○差別、合理的配慮に対してそれぞれ個人差があり、訴えることができない人や世間体を気に
する障害者の泣き寝入りが見られる。

○盲導犬使用者に対し、飲食店の入店拒否、宿泊施設への入館拒否、タクシー等の乗車拒否が
起こらないようにしてほしい。

